

別 添

アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和6年3月8日

山都太陽光発電所合同会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1.1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1.1.1 公告の日	1
1.1.2 公告の方法	1
1.1.3 縦覧場所	1
1.1.4 縦覧期間等	1
1.1.5 縦覧者数	1
1.1.6 インターネットによる公表	2
1.2 準備書についての説明会の開催	2
1.2.1 開催場所	2
1.2.2 開催日時	2
1.2.3 参加者数	2
1.3 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
1.3.1 意見書の提出期間	3
1.3.2 意見書の提出方法	3
1.3.3 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	4
<資料編>	
・資料1：事業者のウェブサイトでの公告内容	資-1
・資料2：山都町広報誌への公告内容	資-3
・資料3：縦覧場所の状況	資-4
・資料4：説明会の状況	資-5
・資料5：意見書の様式	資-6

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第14条に基づき、一般の環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネットにより公表した。

1.1.1 公告の日

令和6年1月16日（火）

1.1.2 公告の方法

① 事業者のウェブサイトへの掲載

令和6年1月17日（水）から事業者のウェブサイト縦覧と説明会のお知らせを掲載した。
（資料1）

② 山都町広報への掲載

令和6年1月10日（水）発行の山都町広報誌「広報山都（1月号）」に、縦覧と説明会のお知らせを掲載した（資料2）。

1.1.3 縦覧場所

準備書の縦覧は、以下の3か所で行った。縦覧の状況を資料3に示す。

- ・山都町役場2階企画政策課（熊本県上益城郡山都町浜町6番地）
- ・山都町役場清和支所（熊本県上益城郡山都町大平385番地）
- ・山都町役場蘇陽支所（熊本県上益城郡山都町今500番地）

1.1.4 縦覧期間等

① 縦覧期間

令和6年1月17日（水）～令和6年2月16日（金）

② 縦覧時間

土曜、日曜を除く8時30分～17時15分まで

1.1.5 縦覧者数

縦覧した3つの場所で、計4名の準備書の縦覧があった。

- ・山都町役場2階企画政策課：4名
- ・山都町役場清和支所：0名
- ・山都町役場蘇陽支所：0名

1.1.6 インターネットによる公表

事業者のウェブサイト準備書及び要約書を掲載し、公表した（資料1）。公表期間は、縦覧期間と同じ令和6年1月17日（水）～令和6年2月16日（金）とし、その期間は常時アクセス可能な状態とした。また、熊本県のウェブサイトと事業者のウェブサイトをリンクすることにより、各ウェブサイトから準備書及び要約書を参照可能とした。

- ・ウェブサイト（準備書及び要約書の参照ページ）へのアクセス数：516回

1.2 準備書についての説明会の開催

環境影響評価法第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会（以下「説明会」という。）を開催した。説明会の状況を資料4に示す。

1.2.1 開催場所

- ・下名連石老人憩いの家（熊本県上益城郡山都町大字下名連石 463-1）
- ・JA名連川支所研修センター（熊本県上益城郡山都町大字黒川 564-5）

1.2.2 開催日時

- ・令和6年1月29日（月）13時00分～14時00分：下名連石老人憩いの家
- ・令和6年1月29日（月）15時30分～16時45分：JA名連川支所研修センター

1.2.3 参加者数

- ・下名連石老人憩いの家：25名
- ・JA名連川支所研修センター：25名

1.3 環境影響評価準備書についての意見の把握

環境影響評価法第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。意見書の様式を資料5に示す。

1.3.1 意見書の提出期間

令和6年1月17日（水）～令和6年3月1日（金）

※事業者への郵送は、当日消印有効

1.3.2 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けられた意見箱への投函
- ・事業者への郵送

1.3.3 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は、4通であった。

- ・意見箱への投函：4通
- ・事業者への郵送：0通

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要 とこれに対する事業者の見解

環境影響評価法第19条及び電気事業法第46条の12の規定に基づく準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要、並びに意見についての事業者の見解は、表-1に示すとおりである。

表-1(1) 環境の保全等に関する意見の概要及び事業者の見解

意見の区分		意見の概要	事業者の見解
事業計画 ・ 水質	雨水排水 処理	<p>近年の気象環境の変化に伴う異常気象による大雨が、事業地の立木伐採による保水力低下と相まって、事業地西側斜面に通る土地改良区のオープン水路にその流下能力を超える濁水が流れ込み、溢水して水路下の人家や農地に甚大な被害を与える恐れがあります。</p> <p>西側の谷を流れる川内川に濁水を逃がす排水路も布設する等、適切な流末処理もお願いいたします。</p>	<p>本事業では、太陽光パネルの設置にあたってテラス（農地）を現状の草地のまま利用する計画であり、土地の造成工事を実施しないことから、今よりも水の濁りが増えることはないと考えております。また、テラス（農地）に対しては、地質改良による締め固め、舗装を行わないことで、土壌への雨水浸透能の維持に努めます。</p> <p>さらに、対象事業実施区域では、既存水路の清掃・補修を行い、工事中及び供用時ともに適切な雨水排水機能を保持するように管理いたします。</p>
動物	希少生物	<p>事業実施区域は、クマタカの生息地である。</p> <p>以前、南阿蘇から山都方面への道路の計画があったとき、クマタカが生息するので計画が断念されたこともあった（矢部阿蘇公園線の延長？）。クマタカが侵されるようであってはならないと思う。</p> <p>希少生物の環境保全の観点から、どのように対処されるか。</p> <p>p. 842 クマタカの調査結果 黒塗りが確認できないが、黒塗りの意図が知りたい。</p> <p>全体的な黒塗りについても、一番大切などころと思うが、黒塗りにしなければならない理由が知りたい。</p>	<p>本事業では、クマタカの営巣への影響を回避するために、当初計画の特高変電所用地をクマタカの行動圏外に変更する対応を行いました。また、工事による騒音の影響、工事の実施による人の立入を回避します。さらに、高塚団地にかかる営巣中心域での工事、高利用域内での伐採は、可能な限り繁殖期を除く時期に実施することで、クマタカへの影響を回避いたします。</p> <p>希少生物の生息・生育地等に関する情報については、環境影響評価法（平成9年環境庁告示第87号）において、「必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮が行われるものとする」とされています。希少植物の盗掘、希少動物の密猟等の危険性が高まるおそれがあるため、種及び場所が特定できる部分は黒塗りにしております。</p>
景観	眺望点からの 影響	<p>NPO 法人丸山ハイランドの活動拠点である「ふれ愛館」は、丸山公園より更に高い地点にあり、多くの人たちが来館して、大学のセミナーハウス等としての利用、会員の合宿所等として運営されている。館からの眺望は素晴らしく、利用者の多くが天空の館の評価をしてくれている。</p> <p>こうしたことを考えて、館からの視界にソーラー発電用パネルがはいらないような配慮を願いたい。</p>	<p>ふれ愛館については、現地踏査及び対象事業実施区域の可視領域図の重ね合わせにより、施設から対象事業実施区域の視認状況を確認しました。その結果、ふれ愛館からの主要な眺望方向（見渡す・見下ろす方向）となる南側は、樹木に遮られ、かつ地形的にもパネル面は見えません。</p> <p>反対方向の柿原団地は、ふれ愛館から見上げる形となるため、パネルの架台が辛うじて見えるもののパネル面は見えません。</p> <p>また、ふれ愛館側となる柿原団地の南外縁部の樹木は伐採しないことから架台も見えなくなります。</p>

表-1(2) 環境の保全等に関する意見の概要及び事業者の見解

意見の区分	意見の概要	事業者の見解
<p>廃棄物等</p>	<p>産業廃棄物の撤去、供用時の施設管理</p>	<p>太陽電池モジュールに含まれる化学物質が土壌を汚染することが考えられます。まずは事業が終わった際に産業廃棄物として確実に撤去されること。</p> <p>その他にも事業がまわらなくなり会社が倒産した際や、自然災害等で事業継続が出来なくなることを想定して、パネルや架台等が撤去され、確実に現状復帰されるよう、最初に撤去費用を確保していただきたい。</p> <p>事業継続中には、パネルやケーブルなど破損した箇所がないか、点検を定期的に行った上、破損した箇所については速やかに撤去交換等を行って、有害物質が土壌を汚染しない管理をお願いしたい。</p>

【資料1：ウェブサイトへの公告内容】

山都太陽光発電所合同会社

公社概要 伊豆政経 NEWS



「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業環境影響評価準備書」の縦覧を開始します。

アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業に係る環境影響評価準備書の
縦覧・意見書の受付及び説明会の開催について

弊社は、本日、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「(仮称)アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業環境影響評価準備書」(以下、準備書)及びその要約書を、経済産業大臣、熊本県知事、山都町長へ送付いたしました。

送付した準備書及びその要約書につきましては、環境影響評価法に基づき、2024年1月17日(火)から2024年2月16日(金)の期間、関係する行政機関等での縦覧に供するとともに、本サイトで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

また、環境影響評価法に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を2024年1月29日(月)に開催いたします。

今後、本事業の実現に向けて、地域の方々をはじめとする関係者の皆さまのご理解とご協力をお願いしながら、引き続き、検討を進めてまいります。

令和6年1月17日
山都太陽光発電所合同会社 職務執行者 田原 佳代子

01 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- ① 事業者の名称 山都太陽光発電所合同会社
- ② 代表者の氏名 職務執行者 田原 佳代子
- ③ 主たる事務所の所在地 熊本県熊本市中央区中央街4番10

02 対象事業の名称、種類及び規模

- ① 対象事業の名称 アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業
- ② 種類 太陽電池発電所設置事業
- ③ 規模 90MW(出力)

03 対象事業実施区域

熊本県上益城郡山都町大字下名連石、大字御所

04 関係地域の範囲

熊本県上益城郡山都町大字下名連石、大字御所

05 準備書の縦覧場所、期間及び時間

- ① 縦覧場所 ア：山都町役場2階企画政策課、清和支所、蘇陽支所 イ：事業者HP (<https://agrihills.jp/>)
- ② 縦覧期間 令和6年1月17日(火)から2月16日(金)まで(ただし、山都町役場での縦覧時間については、土日祝日は除きます)
- ③ 縦覧時間 ア：午前8時30分～午後5時15分 イ：24時間

06 準備書の説明会の開催

- ① 開催日 : 令和6年1月29日(月)
- ② 開催場所
1回目：下名連石老人憩いの家(熊本県上益城郡山都町大字下名連石463-1)
2回目：JA名連川支所研修センター(熊本県上益城郡山都町大字黒川564-5)
- ③ 開催時間
1回目：午後1時～午後3時まで
2回目：午後3時30分～午後5時30分まで

07 環境影響評価準備書のインターネットによる公表

- ・表紙と目次
- ・第01章 02章 事業計画
- ・第03章01 自然的状況01
- ・第03章01 自然的状況02
- ・第03章02 社会的状況01
- ・第03章03 社会的状況02
- ・第04章01 02 計画段階の項目選定と調査等手法
- ・第04章01 03 01 調査等の結果（反射光）
- ・第04章01 03 02 調査等の結果（動物）
- ・第04章01 03 03 調査等の結果（植物）
- ・第04章01 03 04 調査等の結果（生態系）
- ・第04章01 03 05 調査等の結果（景観）
- ・第05章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- ・第06章 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解
- ・第07章 発電設備等の構造もしくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討
- ・第08章 方法書についての意見と事業者の見解
- ・第09章 方法書に対する経済産業大臣の勧告
- ・第10章 調査等の手法 01 大気環境・水環境・その他の環境
- ・第10章 調査等の手法 02 動物・植物・生態系・景観・人触れ・廃棄物等
- ・第11章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業省大臣の助言
- ・第12章01 環境影響評価の調査結果と予測評価 騒音
- ・第12章02 環境影響評価の調査結果と予測評価 振動
- ・第12章03 環境影響評価の調査結果と予測評価 水質
- ・第12章04 環境影響評価の調査結果と予測評価 地下水
- ・第12章05 環境影響評価の調査結果と予測評価 動物 現地調査結果 01哺乳類～06魚類
- ・第12章05 環境影響評価の調査結果と予測評価 動物 予測評価 01哺乳類～06魚類
- ・第12章06 環境影響評価の調査結果と予測評価 植物
- ・第12章07 環境影響評価の調査結果と予測評価 生態系
- ・第12章08 環境影響評価の調査結果と予測評価 景観
- ・第12章09 環境影響評価の調査結果と予測評価 人触れ
- ・第12章10 環境影響評価の調査結果と予測評価 廃棄物等
- ・第12章11 環境の保全のための措置
- ・第12章12 事後調査 13 総合的な評価
- ・第13章 委託した事業者
- ・巻末資料
- ・要約書

08 意見書の提出

「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業環境影響評価準備書」につきまして、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書（所定の用紙）に必要な事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記の住所宛に郵便でお送りください。

09 意見書の提出期限及び提出先、その他意見書の提出に必要な事項

- ① 提出期限：令和6年3月1日 * 郵送は当日消印有効
- ② 提出方法：所定の用紙（添付ファイル**意見書を開く**）に記入の上、縦覧場所（山都町役場2階企画政策課）に備え付けの意見書箱へ投函、または事業者への郵送

郵送先

山都太陽光発電所合同会社宛
〒860-0802 熊本県熊本市中央区中央街4番10

③意見書の提出に必要な事項

- 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入。なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。）
- 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語で記載ください。）

山都太陽光発電所合同会社

〒860-0802 熊本県熊本市中央区中央街4番10

© 山都太陽光発電所合同会社

【資料2：山都町広報誌への公告内容】

お知らせ

メガソーラー事業環境影響評価準備書への意見募集・説明会開催について

下名連石と御所において計画されている「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業環境影響評価準備書（山都太陽光発電所合同会社）」について縦覧と意見募集を行います。また準備書の説明会が左記のとおり開催されます。

縦覧期日 1月17日～2月16日 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

縦覧場所 役場本庁2階企画政策課、清和支所、蘇陽支所、事業者HP


意見書の提出方法 所定の用紙にて、3月1日までに縦覧場所の意見箱へ投函または事業者に郵送してください。

説明会の開催日時 1月29日

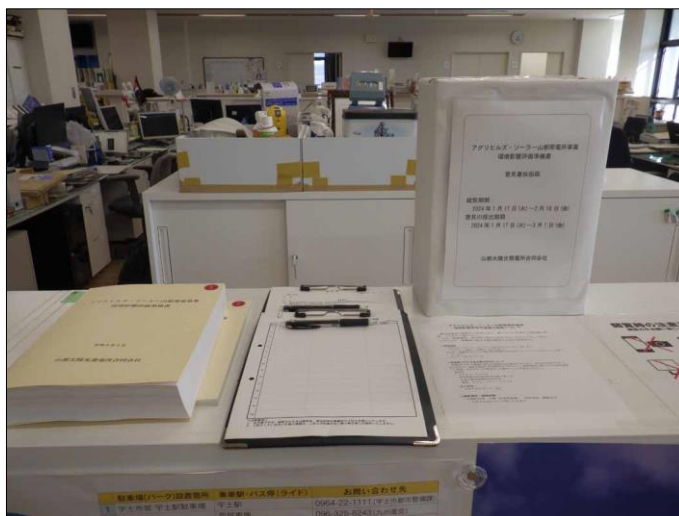
午後1時～午後3時
場所.. 下名連石老人憩いの家

午後3時30分～午後5時30分
場所.. JA名連川支所研修センター

意見書の送付・問合せ先
山都太陽光発電所合同会社
☎096120117780
(熊本県熊本市中央区中央街4番10)



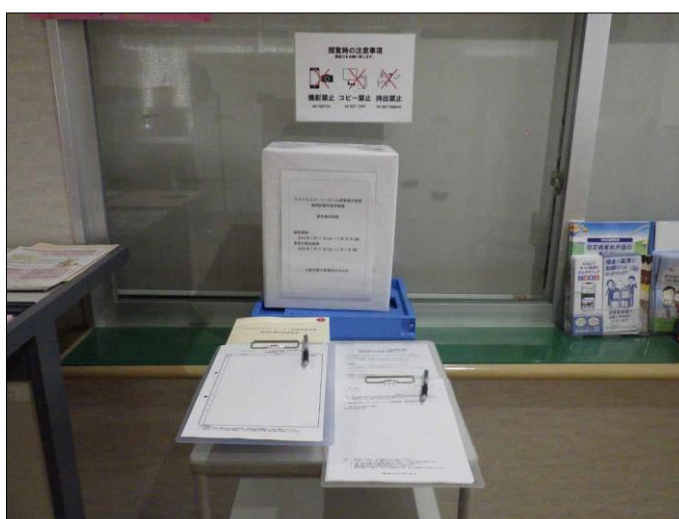
【資料3：準備書縦覧場所の状況】



山都町役場 2階企画政策課



山都町役場清和支所



山都町役場蘇陽支所

【資料4：説明会の状況】



説明会会場（下名連石老人憩いの家）



説明会の状況（JA 名連川支所研修センター）

【資料 5：意見書の様式】

意見書

令和 6 年 月 日

1. 住所・氏名

住 所^{※1} 〒 _____

氏 名 _____ 電話番号^{※2} () _____

※ 1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入して下さい。

※ 2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入して下さい。

2. 縦覧図書の名称：アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業 環境影響評価準備書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

- 備考) 1. 意見書は、日本語で、また楷書体でご記入お願いいたします。
2. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。
3. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。
4. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。
5. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入して下さい。

ご協力ありがとうございました。